

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

6月号 Vol. 110

今月の SMILE

今月は端午節があります

まいど おおきに！

前月号で取り上げた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の改定案のパブリックコメントですが、募集期間が14日間(通常であれば1ヶ月)で、かつ連休の中という非常に不利な状況にもかかわらず、約19万件のコメントが寄せられました。国民の関心の高さが窺われます。まさか日本政府は、本件を閣議決定だけで済ませようとはしないでしょうね。国民の代表が選ばれた国会の場での議論を尽くしてほしいですね。そして5月31日は、“WHOから命を守る国民運動”が主催者となって、日比谷野音にて、パンデミック条約反対をテーマとしたパレードデモが行われます。また時を同じくして、6月1日にスイスのジュネーブで、“The Road to Geneva (すべての道はジュネーブに通じる、自由を求める世界的呼びかけ)”というイベントがあります。これは世界中の自由を支持する人々が、ジュネーブにある世界保健機関(WHO)の前に集まり、WHOの健康独裁による奴隷化を押し付ける専制的な議題に反対するために集います。なんとか世界中の人々が声をあげて、パンデミック条約及び国際保健規則の改定を阻止しようではありませんか。これらの運動については、<https://anti-who.jp> 及び <https://twitter.com/officialAntiWHO> で詳しく知ることができます。

中国では、5月17日から国債の発行を増加させていることが話題になっています。3月の全人代の時に、1兆元の景気刺激策を講ずることが決まりましたが、その資金を国債で賄うことになり、それが5月17日から始まり、半年間ぐらいかけて徐々に資金調達をしていきます。話題になっているのは、今回発行される国債は、20年債が3千億元、30年債が6千億元、そして50年債が1千億元になるということで、全部が超長期の国債となっているからです。そして同じ5月17日に、中国政府は、不動産市場の低迷を食い止めるため、不動産に関する「大規模政策」を3つ発表しました。1つめの政策は、住宅購入時の頭金の割合を下げることです。初めての家を購入する場合の頭金が15%以上、2軒目の家の商業ローンで購入する場合は25%以上に設定しました。2つめ政策は、住宅ローンの利率を下げることを検討していることです。これには、住宅購入用の住宅積立金の貸付利率を下げることや、商業住宅ローンの最低利率を撤廃することが含まれていると言われています。中国人民銀行は、2024年5月18日から、個人住宅ローンの金利を0.25ポイント引き下げると発表しました。3つめの政策は、政府が住宅在庫の直接購入の意向を表明したことです。住宅在庫をおおく抱えている都市において、政府が市場住宅を保障性住宅として適正価格で購入するという方針です。

そして先月5月29日に、ガザ地区の最南端のラファに追い詰められたパレスチナ人たちが、イスラエル軍の指示で安全地帯に避難していましたが、そこにイスラエル軍は空爆を行ったという報道がありました。このことについても、“世界のすべての目をラファに#AlleyesonRafah”という言葉で拡散していきましょう！

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



マクロ経済情報

中国、4月輸出5.1%増…予想を大きく上回る反騰

4月、中国の輸出額が反騰し、中国の経済回復の可能性が大きくなっている。輸入額も増え、韓国の中国向け輸出の改善の流れにも肯定的な影響を及ぼす見通しだ。

5月9日、中国海関総署は4月の輸出額が2,925億ドル(約42兆4,700億円)で、前年同月比1.5%増えたと発表した。3月の輸出額(ドル基準)が前年比7.5%減少し、市場予想値(-1~2%)を大きく下回ったが、4月に反騰に成功した。4月の輸入額は2,201億ドルで、前年同月比8.4%増え、3月(-1.9%)に比べて大幅に反発した。市場予想値(4.8%)も大きく上回った。人民元基準では輸出額が5.1%、輸入額は12.2%増えた。

今年1-4月の中国の総輸出額は、人民元基準で7兆8,100万元(約168兆987億円)となったが、昨年より4.9%増えた。輸入額の伸び率は6.8%(6兆元)で、輸出より増加幅が大きかった。ドル基準で換算すれば、それぞれ1.5%・3.2%増えた数値だ。ロイター通信は「輸出入が増加傾向に転じたのは国内外の需要が改善されていることを示唆する」と評価した。

一方、1-4月の韓国向け輸出額は4.2%減少し、輸入額は15.2%増えたということが分かった。中国の景気が改善され、韓国の輸出回復の勢いにも弾みがつく可能性があるという見方が出ている。今年1-3月期(1-3月)の韓国の中国向け輸出の割合は18.8%で、輸出額の80%以上が中間財に集中している。中国が最終消費財を作る際に必要な中間財を輸出する構造であり、中国景気の好調が韓国の輸出増加にもつながる。

詳細について、下表をご覧ください。

2024年4月全国進出口総額表
(2024年4月全国輸出入総額表)
2024年5月9日

(注:括弧内は日本語訳である)

単位:亿美元(億米ドル)

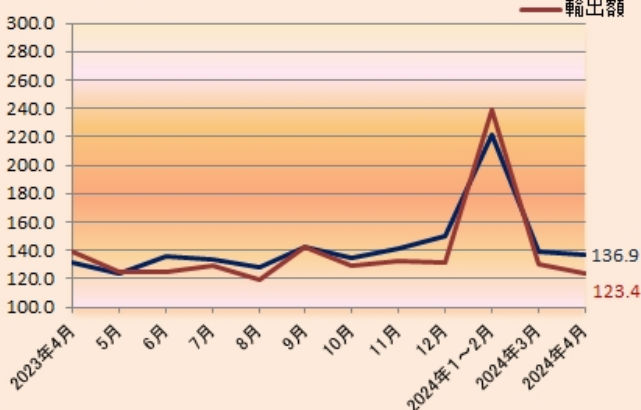
項目	当月	1月~当月まで累計	当月		1月~当月まで累計
			前月との比較±%	去年同期との比較±%	去年同期との比較±%
進出口総額(輸出入総額)	5,125.6	19,434.8	2.4	4.4	2.2
出口総額(輸出総額)	2,924.5	10,995.7	4.6	1.5	1.5
进口総額(輸入総額)	2,201.0	8,439.1	-0.4	8.4	3.2
進出口差額(輸出入差額)	723.5	2,556.6	-	-	-

注:進出口差額,+為出大于进;-为进大于出

輸出入差額、「+」は輸出>輸入、「-」は輸入>輸出

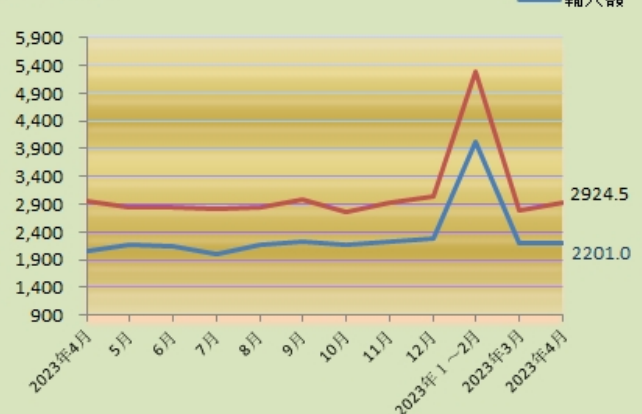
最近一年中国対日本の輸出&輸入額推移

(単位:億米ドル)



最近一年の中国輸出入貿易額推移

(単位:億米ドル)



2024年4月进出口商品主要国別（地区）总值表
 （2024年4月輸出入商品主要な国別「地区」総額表）
 2024年5月9日

（日本語）	（中国語）	単位:百万美元(百万米ドル)								
輸入原産国(地区)	进口原産国(地)	輸出入		輸出		輸入		累計額同期比較(%)		
輸出最終目的地(地区)	出口最終目的地(地)	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	当月	1月~当月累計	輸出入	輸出	进口
総額	总值	512,555.3	1,943,480.8	292,453.5	1,099,570.4	220,101.8	843,910.5	2.2	1.5	3.2
その内、欧州連合	其中：欧洲联盟	67,134.3	246,551.9	43,146.7	160,350.0	23,987.6	86,201.9	-5	-4.8	-5.3
その内、ドイツ	其中：德国	17,264.9	63,297.8	8,601.7	32,864.6	8,663.2	30,433.2	-8.2	-3.2	-13
オランダ	荷兰	9,266.9	33,961.5	7,866.5	28,357.8	1,400.4	5,603.8	-12.3	-17.9	35
フランス	法国	6,730.2	24,592.1	3,717.9	13,586.2	3,012.3	11,005.8	-4.2	0	-8.9
イタリア	意大利	6,222.6	23,654.2	3,854.3	15,012.0	2,368.4	8,642.2	1.1	1.8	0
アメリカ	美国	56,403.3	206,420.0	41,819.6	151,928.4	14,583.7	54,491.5	-2.3	-1	-5.7
東南アジア諸国連合	东南亚国家联盟	82,314.7	306,944.8	49,960.0	185,561.1	32,354.8	121,383.7	4.8	6.3	2.6
その内、ベトナム	其中：越南	21,667.6	80,306.2	14,029.6	50,836.8	7,637.9	29,469.4	20.9	20.2	22.2
マレーシア	马来西亚	16,898.8	64,089.6	8,164.7	31,070.7	8,734.1	33,018.9	8.2	6.9	9.4
タイ	泰国	11,601.6	41,697.1	7,264.8	27,267.6	4,336.9	14,429.4	-1.1	4.8	-10.7
シンガポール	新加坡	10,236.0	37,816.9	7,239.3	27,045.0	2,996.7	10,771.9	2.4	-0.8	11.6
インドネシア	印度尼西亚	11,307.6	44,793.6	5,713.1	22,325.9	5,594.5	22,467.7	-4.3	6.1	-12.8
フィリピン	菲律宾	6,335.8	22,464.6	4,742.1	16,825.7	1,593.7	5,639.0	-10.3	-11.4	-6.8
日本	日本	26,037.3	99,023.0	12,344.6	49,233.1	13,692.7	49,789.9	-6.4	-9.2	-3.4
中国香港	中国香港	26,312.4	95,862.4	24,267.4	90,403.4	2,045.0	5,459.0	10.8	11	9.1
韓国	韩国	27,231.2	102,584.4	12,745.7	46,920.4	14,485.5	55,664.0	1.9	-7.4	11.3
中国台湾	中国台湾	23,644.1	84,961.6	6,157.7	22,739.3	17,486.4	62,222.3	5.3	4.3	5.6
オーストラリア	澳大利亚	18,253.5	73,972.0	5,829.1	22,556.9	12,424.4	51,415.1	-5	-7.7	-3.7
ロシア連邦	俄罗斯联邦	19,764.8	76,581.0	8,317.0	32,733.8	11,447.8	43,847.2	4.7	-1.9	10.2
インド	印度	10,899.1	44,592.2	9,189.9	37,166.9	1,709.1	7,425.3	2.4	0.2	14.9
イギリス	英国	8,086.4	29,895.2	6,748.1	23,927.9	1,338.3	5,967.3	-1.8	1.3	-12.5
カナダ	加拿大	7,890.7	30,596.9	3,608.9	14,273.4	4,281.8	16,323.4	9.3	2.4	16.3
ニュージーランド	新西兰	1,727.3	6,662.2	554.1	2,392.3	1,173.2	4,269.9	-10.2	-2	-14.2
ラテンアメリカ	拉丁美洲	40,166.2	160,757.2	21,194.3	81,081.8	18,971.9	79,675.4	8	7.7	8.4
その内、ブラジル	其中：巴西	14,892.7	60,168.7	5,489.7	21,564.3	9,403.0	38,604.3	23.2	20.5	24.7
アフリカ	非洲	24,516.8	95,373.1	14,402.1	55,848.1	10,114.7	39,525.0	4.1	-0.5	11.4
その内、南アフリカ	其中：南非	4,345.1	18,635.7	1,502.4	6,442.0	2,842.8	12,193.7	-2.8	-22.1	11.9

注：
 1. 東南アジアのナショナルリーグはブルネイ、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムを含む。
 2. 欧州連合には、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、キプロス、ハンガリー、マルタ、ポーランド、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、チェコ共和国、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアを含む。
 3. 2020年2月1日から、EUとの貿易総額がイギリスのデータを含まず、前年同期にも相応の調整を行った。

4月の中国物価、0.3%上昇 需要低迷続く

中国国家統計局が5月11日に発表した4月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比0.3%上昇した。伸び率は前月から0.2ポイント拡大したものの、低水準にとどまった。不動産不況に伴う景気の冷え込みで需要の低迷が続いており、物価の下押し圧力は依然として根強い。CPIの項目では、中東情勢の緊迫化に伴う原油高を背景に、ガソリンなどの交通用燃料が6.9%上昇、旅行も4.1%上昇した。一方、牛肉や卵は2桁台の値下がりとなり、家賃もマイナスだった。価格変動の激しい食品とエネルギーを除いたコア指数は0.7%上昇した。

詳細については、下表をご覧ください。

2024年4月份的居民消费价格（CPI）变动情况

（2024年4月消費者物価指数「CPI」変動情況）

（中国語）	（和訳）	4月		1~4月
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)	去年同期比較 増減幅(%)
居民消费价格	消費者物価指数	0.1	0.3	0
其中：城市	その内、都市部	0.1	0.3	0
农村	農村部	0	0.4	
其中：食品	その内、食品	-1	-2.7	-3
非食品	非食品	0.3	0.9	0
其中：消费品	その内、消費品	-0.1	0	-0
服务	サービス	0.3	0.8	
其中：不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含めない	0.2	0.7	0
分类别	類別区分			
一、食品烟酒	一、食品、タバコと酒	-0.7	-1.4	-1
粮 食	糧食	-0.2	0.5	0
食用油	油脂	-0.4	-5.3	-5
鲜 菜		-3.7	1.3	-2
畜肉类	畜の肉類	-0.8	-3.2	-5
其中：猪肉	その内、豚肉	0	1.4	-5
牛肉	牛肉	-2.7	-10.4	-8
羊肉	羊肉	-1.3	-6.8	-5
水产品	水産品	-0.5	0.2	0
蛋 类	卵	-2	-10.6	-7
奶 类	ミルク類	-0.5	-1.8	-1
鲜 果	新鮮フルーツ	-2	-9.7	-7
烟 草	タバコ	0.1	1.2	1
酒 类	酒	0.1	-1	-0
二、衣着	三、衣類	-0.1	1.6	1
服 装	服装	-0.1	1.8	1
鞋 类	靴	-0.1	0.8	1
三、居住	八、居住	0	0.2	0
住房租金	住宅家賃	-0.1	-0.1	
水、电、燃料	水、電気、燃料	0	0.6	0
四、生活用品及服务	四、家庭用機器および保守サービス	0.4	1.4	
家用器具	家電機器	-0.1	-0.3	-0
家庭服务	家庭サービス	0	1.7	1
五、交通和通信	五、交通と通信	1	0.1	-
交通工具	交通機関	-0.6	-4.3	-
交通工具用燃料	交通工具用燃料	2.9	6.9	2
交通工具使用和维修	交通工具の使用とメンテナンス	-0.1	0.3	0
通信工具	通信ツール	-0.9	-2.9	-2
通信服务	通信サービス	0	-0.4	-0
邮递服务	郵便サービス	0	-0.3	-0
六、教育文化和娱乐	七、教育・文化と娯楽	0.5	1.8	2
教育服务	教育サービス	0	1.7	1
旅 游	旅行	2.7	4.1	8
七、医疗保健	五、医療保健	0.2	1.6	1
中 药	漢方薬	0.3	5.4	5
西 药	西洋薬	-0.2	-0.7	-0
医疗服务	医療サービス	0.3	1.9	1
八、其他用品和服务	六、その他用品とサービス	2	3.8	3

2024年4月工业生产者价格（PPI）主要数据
 (2024年4月生産者物価指数「PPI」変動情况)

(中国語)	(和訳)	4月		1~4月
		先月と比較	去年同月と	去年同月と
		増減	比較増減	比較増減
指標	指標	(%)	(%)	(%)
一、工业生产者出厂价格	一、工業品生産者出荷価格	-0.2	-2.5	-2
生产资料	生産手段	-0.2	-3.1	-3
采掘	採掘	-1	-4.8	-5
原料	原料	0.3	-1.9	-2
加工	加工	-0.4	-3.6	-3
生活资料	消費資料	-0.1	-0.9	-
食品	食品	-0.1	-0.8	-
衣着	衣料品	0	0.3	0
一般日用品	一般的な日用品	0.3	0.1	
耐用消费品	耐久消費財	-0.5	-1.9	-
二、工业生产者购进价格	二、工業品生産仕入れ価格	-0.3	-3	-3
燃料动力类	燃料動力類	-1.4	-4.3	-5
黑色金属材料类	黒金属材料	-1.8	-5.5	-2
有色金属材料和电线类	非鉄金属材料と電線類	2.8	3.3	1
化工原料类	化学原料類	0.1	-4.3	-5
木材及纸浆类	木材及びパルプ	-0.1	-3.4	-4
建筑材料及非金属类	建築材料及び非金屬類	-1.2	-8.5	-7
其它工业原材料及半成品类	その他工業原材料及び半製品類	-0.2	-1.8	-1
农副产品类	農業副産物	-0.3	-5.2	-5
纺织原料类	紡織原材料類	0	0.5	0
三、主要行业出厂价格	三、主要な業界の出荷価格			
煤炭开采和洗选业	石炭採掘と水洗いと選鉱業	-3	-14.2	-1
石油和天然气开采业	石油と天然ガス採掘業	3.4	9.4	5
黑色金属矿采选业	黒色金屬鉱物採鉱業	-5.8	0.6	8
有色金属矿采选业	非鉄金屬鉱物採鉱業	3.4	7.6	5
非金属矿采选业	非金屬鉱物採鉱業	-0.2	-2.3	-2
农副食品加工业	農業の食品加工業	-0.4	-3.6	-3
食品制造业	食品製造業	-0.2	-1.2	-
酒、饮料和精制茶制造业	酒、飲み物と精製茶製造業	-0.1	0.3	0
烟草制品业	タバコ製品業	0.4	1	0
纺织业	紡績業	0	-0.7	-0
纺织服装、服饰业	紡織の服装、アパレル業	0.1	0.3	0
木材加工和木、竹、藤、棕、草制品业	木材加工や木、竹、藤、シュロ製造業	-0.1	-1.3	-1
造纸和纸制品业	紙と紙製品業	-0.7	-4.1	-
印刷和记录媒介复制业	印刷や記録媒体コピー業	-0.5	-1.2	-0
石油加工、炼焦和核燃料加工业	石油加工、コークスと核燃料加工業	1	-1	-3
化学原料和化学制品制造业	化学原料と化学製品の製造業	-0.1	-5.4	-6
医药制造业	医薬品の製造	-0.1	-0.7	-0
化学纤维制造业	化学繊維製造業	-0.2	-0.6	0
橡胶和塑料制品业	ゴム、プラスチック製品業	-0.2	-2.5	-2
非金属矿物制品业	非金屬鉱物製品業	-1	-9	-8
黑色金属冶炼和压延加工业	黒色金屬精錬と圧延加工業	-2.5	-8.5	-5
有色金属冶炼和压延加工业	非鉄金屬を製錬すると圧延加工業	3.2	3.6	1
金属制品业	金属製品業	-0.2	-1.9	-1
通用设备制造业	汎用設備製造業	-0.3	-0.8	-0
汽车制造业	自動車製造業	-0.6	-2	-1
铁路、船舶、航空航天和其他运输设备制造业	鉄道、船舶、航空宇宙およびその他運輸設備製造業	0	-0.1	-0
计算机、通信和其他电子设备制造业	コンピュータ、通信やその他の電子設備	-0.2	-2	-2
电力、热力生产和供应业	電力、熱生産や供給業	-0.6	-2.1	-1
燃气生产和供应业	ガスの生産や供給業	-1.3	-1.2	-1
水的生产和供应业	水の生産や供給業	0	0.7	0

ここ5年間の消費者物価指数(CPI)と生産者物価指数(PPI)の推移



法務情報

中国会社法改正の要点と外資系企業への影響



1. はじめに

2024年7月1日、新たに改正された中国会社法(以下「改正会社法」という)がその施行を迎える。2005年の改正に次ぐ2回目の大改正となった今回の改正を受けて、中国で事業を展開する日本企業は、資本制度、組織機構など多方面において抜本的な対応を迫られるものと考えられる。そこで、本稿では、外資系企業の多くを占める有限責任会社(中国語:有限責任公司)を前提として、改正前会社法と比較しつつ、改正会社法の要点及び外国投資者・外資系企業への影響を中心に論ずるものとする。

2. 会社の資本制度に関する改正

(1) 出資払込期限の設定

登録資本については、2005年及び2013年の会社法改正を経て、会社設立後の定款に定める期限までに引受出資額の払込みを行えばよいとする「登録資本引受制」が確立されていた。これに関し、改正会社法は、出資払込みの促進及び債権者保護の観点から、有限責任会社の株主が払込みを引き受けた出資に、上限を「5年」とする期限を設けた(47条1項、228条1項)。その施行後においては、会社経営上の必要性や投資者自身に予期されるリスクに基づいて、適切な出資額を設定することが求められる。

また、既存の会社も、その出資払込期限が今回設定された上限を超えるときは、原則として段階的に調整することが義務づけられた(266条)。この調整の具体的な方法は、現在立法過程にある国务院の関連規定によるが、その草案は、2024年7月1日から2027年6月30日までの3年間を移行期間とし、既存の有限責任会社のうち、2027年7月1日から出資期限までの期間が5年以上のものに対しては、その移行期間内に払込期限を5年以内へと調整するよう要求するとしており、これがそのまま立法化されれば、既存の有限責任会社の払込未了出資は、改正会社法の施行から計8年以内となる。このような状況を踏まえ、登録資本の全額払込みが未了の有限責任会社の株主は、会社及び自己の実情に基づいて、その全額払込みの実行、払込期限の調整、未払額に対応する減資や持分譲渡、会社自体の抹消といった対応を検討することが推奨される。

(2) 出資金未払者株主権喪失制度の導入

出資の払込みに関しては、期限経過後も出資金を払い込まない株主に対してその持分を喪失させる「株主権喪失制度」も導入された。すなわち、董事会が期日までに出資金の全額払込みがないことを発見した場合には、会社は該当株主に対して払込催告書を発しなければならないが、同書面記載の猶予期間(60日以上)内になお出資の履行がないときは、会社は董事会の決議を経て当該株主に権利喪失通知書を発することができる(51条1項、52条1項)。

また、こうして喪失した持分については、その譲渡又はそれに対応する減資とその抹消をしなければならず、これらが6か月以内に完了しなかったときは、他の株主がその出資比率に応じて喪失持分の払込義務を負うため(52条2項)、外国投資者においては特にこの点に注意しなければならない。文言上、払込催告書と異なり、権利喪失通知書の発出は会社の義務とされているわけではないため、喪失持分の譲渡・減資の困難が予測される場合には、当該株主の権利を喪失させずに責任追及を継続する方法をとることも考えられる。

(3) 出資期限早期到来制度の導入

改正会社法は、最高人民法院「全国法院民商事裁判業務会議議事録」の既存規定やこれまでの実務を踏襲し、会社が期限到来債務を弁済しえない場合には、会社又は期限到来債務の債権者において、払込みを引き受けたが出資期限が到来していない株主に対し、期限前であっても払込みを請求することができるものと定めた(54条)。この規定により、出資期限の早期到来がより広範囲に認められるようになると解されるが、この改正によって保護の重点が株主の出資に係る期限の利益から債権者の債権実現の利益に転換されたといえるかについては、施行後の実務運用が注目される。

3. 会社の組織機構に関する改正

(1) 株主会の権限の整備

改正会社法は、株主会の権限を改正前会社法より若干縮小し、「会社の経営方針及び投資計画の決定」及び「年度財務予算案及び決算案の審査・承認」の項目を除外した(59条)。これにより、多くの事項が理事会ないし経営陣に委ねられ、会社の意思決定の迅速性や柔軟性が向上するものと期待される。

(2) 監事会・監事の設置に関する調整と「監査委員会」の導入

改正会社法は、株主の数が比較的少なく、又は規模が比較的小さい有限責任会社については、全株主の同意があれば監事会及び監事のいずれも設置しないことができるとの規定を追加したほか(83条)、あらゆる有限責任会社について、監事会又は監事を設置する代わりに、董事により構成され監事会の権限を行使する「監査委員会」を董事会に設置することを認めた(69条)。これに関しては、自社の状況を踏まえた選択が可能となった点は望ましいとしても、董事により構成される監査委員会が董事の監督も含む監事会の権限を行使することが果たして妥当なのかとの疑問も提示され、議論が続いている。

(3) 董事会・監事会 に対する従業員代表者加入の拡張

改正会社法は、従業員代表者を董事会又は監事会の構成員とする義務を強化し、監事会を設置する会社は、その構成員の3分の1以上を従業員代表者としなければならないとされ、また、従業員数が300人以上の有限責任会社は、従業員代表者を監事会又は董事会いずれかの構成員に加えなければならないものとされた(68条、76条2項)。

その一方で、当該義務の履行の監督や義務違反に対する規制等に関する規定は特に定められず、これを受けて、当面は定款変更等を行わず、さしあたり様子見をしようとする会社もあるが、罰則等を含む細則制定の可能性が今後考えられることから、その立法動向に常に注意を払う必要がある。

(4) 董事、高級管理職等の個人責任の明確化・厳格化

改正前会社法は、董事、高級管理職等の忠実義務・勤勉義務及びその違反に対する責任を一般的に定めるにとどまり、具体的な義務の内容については明確に規定していなかった。これに対し、改正会社法の下では、これらの者が個人として負う責任を明確化・厳格化する規定が多く定められたため、董事や高級管理職に就任する外国籍駐在員においては、これらの規定の内容を正確に把握し、遵守することのほか、必要に応じ董事責任保険への加入を検討することが望まれる。

4. 会社の資本再編に関する改正

近年、中国現地事業会社の事業再編や中国事業からの撤退を検討する外国企業が増えつつあり、ここではこの現状に鑑み、会社の資本再編と関わる改正の要点を紹介するものとする。

(1) 持分譲渡手続の簡略化

有限責任会社の株主が株主以外の者に対して行う持分の譲渡について、改正会社法は、改正前会社法に定める「他の株主の同意」要件を廃止し、他の株主に対して持分譲渡の数量、価格、支払方法及び期限等の事項を書面により通知すれば、その譲渡を行いうるものとした。また、他の株主には当該持分を同等の条件で優先的に買い取る権利が与えられ、当該書面通知の受領日から30日以内に回答しないときは、優先買取権を放棄したものとみなされる(84条)。この改正により、株主以外の者に対する持分譲渡手続の迅速化が期待される。

もっとも、例えば中国国有企業たる合弁パートナーが持分を譲渡し、外国側出資者が存続株主となる場合には、この改正が外国側出資者に不利になることが考えられる。これまでの実務上、そのような譲渡は財産権取引所を通じて行

うものとされ、財産権取引所の通常の運用において、当該持分の買主募集手続は外国側出資者の同意書がなければ開始されなかったため、外国側出資者は、当該同意書の提出を譲受人の条件等に関する交渉のカードとして利用することができた。しかし、今回の改正で「他の株主の同意」が不要とされたことを受け、定款に別段の規定がない限り、外国側出資者によるそのような交渉戦略は成立しないものと思われる。

(2) 払込期限 未到来 譲渡持分に係る出資責任の明確化

払込期限が到来していない持分を譲渡した場合における出資責任の所在について、改正前会社法は具体的な規定を定めておらず、実務においては関連する司法解釈等の下、特段の事情がない限り譲受人が払込義務を負い、譲渡人はその義務を免れるとの運用がなされてきた。

これに関し、改正会社法は、その出資払込みについては譲受人が責任を負い、譲受人がこの義務を履行しない場合には譲渡人が補充的な責任を負うものとした(88条1項)。こうして、従来は持分の譲渡に伴い払込義務を負わないとされてきた譲渡人も、譲受人の義務履行の状況によっては払込みの請求を受けうる立場に置かれたことから、持分譲渡を通じた撤退を検討する際には、譲受人の資金状況などにも注意を払うことが求められる。

(3) 減資に関する規制の緩和

持分比率に対応しない減資について、改正会社法は、これに関する明確な規定を追加し、出資比率に応じた各株主の出資額の減額を登録資本減少の原則とする一方で、法律の規定又は有限責任会社の全株主による別段の合意がある場合をその例外とした(224条3項)。したがって、外国投資者としては、減資による撤退の可能性に備え、確実に「全株主による別段の合意」が得られるよう、会社定款や合弁契約に持分比率非対応減資の要件とそれに必要な手続への協力義務を定めるなどの対策を講じておくことが望まれる。

また、今回の改正では、会社財産の実際の減少を伴わずに減資を行う無償減資制も新たに導入され、積立金を用いた欠損の補填後もなお欠損が残る場合には、登録資本の減額による欠損の補填が認められるようになり(225条1項)、その手続も、株主に対して実際に資金を払い戻す通常の減資と異なり、簡略なものとなった(225条2項)。赤字を抱える会社は、財務状況の改善を図る手段としてこの制度を活用することが考えられる。

5. おわりに

今回の改正は、会社法に多岐にわたって重要な変更を加えるものであり、今後、改正会社法に付随する各種関連法令の整備も予想されるため、その立法動向にも着目しなければならない。なお、2024年12月31日には、外商投資法(2020年1月1日施行)が特に中外合弁企業を対象に設けた5年の移行期間も満了することから、組織機構が会社法の定めと異なる中外合弁企業は、新たな改正会社法の規定も踏まえ、定款変更等の必要な作業を早期に行うことが望まれる。

情報提供 金杜法律事務所

会計・税務情報

企業所得税の予納申告について



前年度の決算で欠損金があったにもかかわらず、当年度の第1四半期の予納申告において企業所得税を納付しなければならない場合があります。

本来であれば、前年度が赤字なので、企業所得税が発生しないはずですが。

このようなケースが生ずるのは、当年度の第1四半期の企業所得税予納申告する時点において、前年度の企業所得税の確定申告手続きをまだ行っていないことから、最終的な税務上の繰越欠損金額が認められず、その欠損金は一時的に相殺できなくなるからです。

ただし、これはあくまで予納申告なので、次年度に、当年度の企業所得税の確定申告を行う際に、当年度の収益状況に応じて企業所得税の精算を行い、過納付の場合は還付を受けることができ、不足分がある場合には不足分を追加納付することになります。

このようにややこしくなることを避けるためには、第1四半期の予納申告を行う前に、前年度の企業所得税の確定申告を先に済ませることをお勧めします。

失業保険料率の引き下げと雇用安定化政策の継続実施に関する通知

2024年4月26日に人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局3部局は共同で「企業に対する失業保険料支援と雇用安定化政策の継続実施に関する通知」(人社部発〔2024〕40号)を発表した。主な内容は次の通りである。

一、失業保険料率の引下げ政策を引き続き実施する

失業保険料率を1%までに段階的に引き下げるといふ政策を引き続き実施し、実施期限を2025年12月31日まで延長する

二、失業保険料還付政策を引き続き実施する

失業保険料を12ヶ月以上全額納付しており、前年度の従業員リストラ率が全国城鎮調査失業率の管理目標を下回った場合、失業保険料の還付を申請可能である。中小零細企業は前年度に実際納付した失業保険料の60%、大企業は前年度に実際納付した失業保険料の30%を限度として保険料の還付を受けられる。(実施期限:2024年12月31日)

三、技能向上補助金支給政策を引き続き実施する

失業保険料を12ヶ月以上全額納付している企業の従業員又は失業保険料を受領している者が職業資格証書又は職業技能等級証書を取得した場合、技能向上補助金を申請することができる。初級(5級)の場合、1,000元以下、中級(4級)の場合、1,500元以下、高級(3級)の場合、2,000元以下の基準で補助金を申請することができる。一人当たり、年に3回まで補助金の申請が可能で、同一業種で同等級の補助金申請は、一回限りとする。(実施期限:2024年12月31日)

尚、上述の支援策に関して、各地の運用状況が異なる場合があります。具体的な実施の有無や申請条件、手続き手順については各地の人力資源社会保障局等の通知に沿って実施されることをご留意ください。



特別連載読み物

ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第100回：「貴方にとっての、“困難な問題の解決の方法”とは？・・・
私の解決手法を是非お試しください！まずは、結果を焦らず、
じっくり“現状分析・自己分析”するところから始めましょう！
つまり、“己を知るところ”に、問題解決の道(方法)や、
次の新たな道(目標)が、開けます！！」

まいどニューズレターの「ナニワのおっちゃん経営道！」も、今回で、なんと“100回”を迎えました。この記念すべき100回目のニューズレターでの内容が、仕事面においても、私的な面でも、“日常的で、最も基本的なテーマ”になったことは、感慨深いものがあります。

さて、ずいぶん昔の話になりますが、日本のアマチュアゴルファーたちと、来日していた世界の伝説のトッププロゴルファー(ジャックニクラウス)との対談内容が、テレビで放映されていたのを今でも覚えています。

その内容は、50歳のアマチュアゴルファーが、「この歳からでも、スコア・アップしたいのだが、どうすればいいですか？」と質問すると、彼は、答えて曰く、「50歳という歳を、素直に自覚しなさい！ そうすれば、5打(点)はアップするでしょう！」・・・と。

つまり、自身の年齢・実力を自覚し、いつまでも若い頃と同じような無理なスイングをせず、“(自分の)年齢にあったスイングをすること”こそが、スコア・アップ(成果)に結びつくと言うのだ。

その“己を知る姿勢”とは、・・・

- ・まず、現実・現状の分析をし、
- ・実力(己)を知り、
- ・置かれている現実の環境条件をしっかりと見定め、
- ・その上で、確かな自分(の実力・可能性)を知り、
- ・その結果、難問が解決できる確実な糸口が見つけれ、
- ・描いた目標を、確かにゲット(達成)でき、
- ・さらに、目標達成後の次なる“可能な範囲の目標”が設定される、・・・という循環が継続される姿である。

以上のサイクルこそ、“継続して成長する企業”として、生き残るための“問題解決手法”なのです！

お問い合わせは
MYDOまで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>